

平成27年第5回那須烏山市議会9月定例会（第6日）

平成27年9月15日（火）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時46分

◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	網野榮
こども課長	齋藤進
農政課長	糸井美智子
商工観光課長	堀江功一
環境課長	薄井時夫

都市建設課長	高 田 喜一郎
学校教育課長	岩 附 利 克
生涯学習課長	佐 藤 新 一
文化振興課長	両 方 裕
代表監査委員	岡 敏 夫

◎事務局職員出席者

事務局長	水 沼 透
書 記	大 鐘 智 夫
書 記	塩野目 庸 子

○議事日程

- 日程 第 1 追加議案第1号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 2 議案第6号 条例の制定について
※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 3 認定第1号～第9号 那須烏山市決算の認定について
※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 4 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。平成27年第5回那須烏山市議会9月定例会最終日でございます。本日も議会傍聴に足を運んでいただきまして大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

質疑に入る前に、7日の総括質疑の中で農政課のほうで答弁の修正がございますので、農政課長に答弁させます。

糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 9月7日の決算の総括質疑の中で、青年就農給付金の件につきまして、矢板議員と小森議員から御質問をいただきました。その中で、青年就農給付金の受給できる期間につきまして最長3年とお答えいたしました。正しくは最長5年間でございます。大変申しわけありませんでした。なお、青年就農給付金の概要につきまして、このようなチラシのコピーでございます。お配りしてございますので御参考にしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） あと、平塚議員の一般質問において答弁漏れがありました。健康福祉課長より答弁いたします。

網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 平塚議員より御質問のありました今般の介護保険制度改定に伴う一定以上の所得の方で負担割合が1割負担から2割負担になった対象者の数という御質問がございました。これにつきましては67名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 最後に、渡辺健寿議員の総括質疑の中でも答弁漏れがございましたので、生涯学習課長より答弁させます。

佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 去る9月7日の決算総括質疑の中におきまして、渡辺健寿議員の質問がありました件に対しまして回答をさせていただきたいと思っております。

質問の内容は、行財政報告書180ページの（1）②に南那須図書館の太陽光発電設備稼働状況の記載があります。こちらの発電量から売電量を引いた2万3,839キロワットアワーが節電量で、2万3,839キロワットアワーに24円を掛けた数字が節約できた額かという御質問でしたが、回答のほうなんですけど、節電の量につきましては渡辺議員の御指摘のとおりでございます。発電量から売電量を引いた2万3,839キロワットアワーが節電量とな

ります。

金額換算につきましては、おおよそ平成26年度南那須図書館で使用した電気料金は551万4,640円です。その中で契約に基づきます基本料の合計金額が247万6,099円をここから差し引いた残った額が使用関係の料金でございます、使用量の合計が19万5,914キロワットアワーでございますので、こちらで割りますと1キロワットアワー15.51円となります。御質問の15.51円に2万3,839キロワットアワーを掛けますと36万9,742円となりまして、おおよそ節電されたと思われる節電効果の額は36万9,000円程度となるものと考えられます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 追加議案第1号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 追加議案第1号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました追加議案第1号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員会教育長職務代理者であります滝口由美子委員の任期が平成27年11月29日をもって満了となることに伴いまして、新たな委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、御勇退をされます滝口由美子氏は、平成19年11月30日から2期8年間にわたり教育委員を務められております。昨年11月からは本年3月31日まで、委員長として重責を担われるなど、本市の教育行政の振興発展に多大なる貢献をされました。これまでの滝口氏の御活躍に対しまして深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さて、滝口氏の後任といたしまして、今回、新しく網野甚一氏を教育委員に任命したいと考えております。網野氏は、昭和50年4月から平成24年3月までの37年間の長きにわたり小学校の教壇に立たれ、足利市立三重小学校、山辺小学校、大月小学校、小川町立小川小学校の教諭を経まして、平成14年からは教頭として南那須町立荒川小学校、合併時の荒川小学校、那珂川町立小川南小学校、平成19年からは校長といたしまして那珂川町立大内小学校、馬頭

東小学校、歴任をいたしております。

このように教育者といたしまして培われた高い識見と経験は教育委員として十分な実績でございまして、新しい教育行政制度下において、未来を開く教育改革を推進し、そして、本市の地方創生を見据え、特色ある教育施策を実現するための教育委員として適任者でございます。

よって、網野氏を教育委員に任命することについて、議会の同意をお願いをするものでございます。

どうか御審議をいただきまして御同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

4番矢板清枝議員。

〔4番 矢板清枝 登壇〕

○4番（矢板清枝） ただいま上程中の追加議案第1号 那須烏山市教育委員の任命について、私は同意すべきとの立場から賛成討論を行うものであります。

新たに任命される網野甚一氏は、昭和45年4月、栃木県教育委員会に奉職し、栃木県足利市公立学校事務職員として勤務されました。そのかわり、昭和49年3月に教諭免許状を取得され、昭和50年4月からは足利市立三重小学校、山辺小学校、大月小学校、旧小川町立小川小学校の教諭を経て、平成19年度からは那珂川町立大内小学校、馬頭東小学校の各校の校長を歴任されました。退職後は財団法人とちぎ未来づくり財団とちぎ海浜自然の家において、平成24年4月からことし3月までの3年間、指導員として勤務され、栃木県の青少年の健全育成に御尽力されました。

今、お話ししたとおり、網野甚一氏は、苦学して教諭になられた大変な努力家であり、退職

後も教育現場で培った知識と経験を遺憾なく発揮された方でもあります。学校教育のみならず生涯学習教育まで、まさに教育一筋に歩んでこられた網野甚一氏は、本氏の教育委員としてふさわしい方だと言えます。

議員各位におかれましても、私が述べた賛成の趣旨に同意いただけるようお願いいたします。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第1 追加議案第1号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2 議案第6号 那須烏山市工場立地法準則条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 議案第6号 那須烏山市工場立地法準則条例の制定についてを議題といたします。本件は、去る9月1日の本会議において、所管の経済建設常任委員会に審査を付託しております。経済建設常任委員会の審査の経過と結果について、委員長川俣純子議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長川俣純子議員。

〔経済建設常任委員会委員長 川俣純子 登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（川俣純子） 条例審査結果報告。平成27年9月1日の本会議において、当経済建設常任委員会に付託された議案第6号 那須烏山市工場立地法準則条例の制定についての審査の経過とその結果について、御報告申し上げます。

9月8日に、委員全員出席のもと、議員控室において、商工観光課長の説明を受け、慎重に審査を施しました。

その結果、全会一致により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤昇市） 以上で常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、常任委員会委員長報告の審査結果について討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第2 議案第6号 那須烏山市工場立地法準則条例の制定について、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎日程第3 （認定第1号～第9号）那須烏山市決算の認定について

○議長（佐藤昇市） 日程第3 認定第1号 平成26年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、認定第9号 平成26年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてまで、決算認定9議案を議題といたします。

本件は、去る9月7日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しております。各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

まず最初に、認定第1号、第2号、第4号及び第5号の所管事項について、総務企画常任委員会委員長久保居光一郎議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長久保居光一郎議員。

〔総務企画常任委員会委員長 久保居光一郎 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（久保居光一郎） 平成27年9月1日の本会議において提案され、同月7日に本委員会に付託されました平成26年度那須烏山市の一般会計及び特別会計

の歳入歳出決算について、9月8日午前9時から第1委員会室において、総務企画常任委員会の委員6名全員と、説明者として会計管理者、関係各課長ほか関係職員の出席のもと、慎重に審査を行った結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付すことといたします。

総合政策課。デマンド交通の拡充を進めることにより、市内循環バスの減便と経費削減に努められたい。また、スクールバスを市内循環バスとして供用できるシステムも視野に入れて取り組まれたい。

2点目であります。各課を横断的に統括する所管であることの意識をさらに高め、本市の現状や長期的展望を踏まえた具体的計画実現のために、ときには苦言・進言も辞さずとの決意を持って、さらに職務に努められたい。

続きまして総務課でございます。公用車事故が後を絶たないことは憂慮すべきことである。これまでの事故の要因や状況を分析するとともに、事故防止のための具体的対策を図られたい。

例規や入札等の公開にあつては、担当課が作成した書類を再度総務課が確認しているのが現状である。行政の効率化を図るため、各課で正確な文書が作成できるよう、職員の能力向上のための人材育成に努められたい。

3点目、地理空間情報システムやホームページ等を活用し、公有財産の売却をさらに図られたい。

消防水利標識及びその他の標識・看板等の整備にあつては、見やすさ、わかりやすさに配慮し、その用途別に同一寸法、同一デザイン化を図り、ひいては市の景観美化につながるよう努められたい。

続きまして税務課であります。市民に不公平感を生じさせることがないように、滞納者には口座だけでなく物品等の差し押さえも辞さずとの決意を持って、なお一層の努力をされたい。

会計課。常に利率情報の収集や調査、研究を図るとともに、基金の一括運用等も視野に入れ、安全かつ有利な資金運営に努められたい。

最後に議会事務局であります。今後のICT活用については、議員のニーズやほかの自治体の活用事例等の調査、研究を行い、その必要性を見極めて導入について検討されたい。

以上で、総務企画常任委員会の決算審査結果報告といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、認定第1号から認定第5号までの所管事項について、文教福祉常任委員会委員長沼田邦彦議員の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長沼田邦彦議員。

〔文教福祉常任委員会委員長 沼田邦彦 登壇〕

○文教福祉常任委員会委員長（沼田邦彦） おはようございます。平成27年9月1日の本

会議において提案され、同月7日に本委員会に付託された市民課、健康福祉課、こども課、学校教育課、生涯学習課及び文化振興課の平成26年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月8日及び9日の2日間にわたり、第2委員会室において文教福祉常任委員会の委員6名全員と説明員として関係課長ほか関係職員の出席のもと慎重な審議を行いました。

その結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

市民課所管のもの。診療所は、疾病等の診療行為にとどまることなく、地域との交流を積極的に行い、地域住民の健康増進維持の推進を図り、信頼関係をより一層深めるよう努力されたい。

健康福祉課所管のもの。ふれあいの里事業は、高齢者の生きがい、地域との交流の場となっており、効果を上げている。今後とも介護給付の抑制、地域の見守り、支え合い体制の強化につながるよう進められたい。

健康づくり事業では、市民の健康維持、生活習慣病予防に努めるとともに、医療費の削減、介護給付の抑制に効果が得られるよう、さらなる努力をされたい。

こども課所管のもの。烏山放課後児童クラブは、未耐震であるこども館の使用の危険性を以前から指摘しているところではあるが、関係機関との調整が進まず実施会場を変更できない状態が続いている。子供たちの安心安全を第一に考え、早急に対処されたい。

収入未済の保険料の滞納繰越額は縮小傾向にあるが、依然として多額の未納がある。滞納整理に重点を置き、さらなる収納対策を推進されたい。

生涯学習課所管のもの。旧南那須武道館は、現在も毎年地代の負担が発生をしている。速やかに解体し、跡地の利活用についてはスピード感を持ちつつも、後年度に支障を残さないよう慎重に検討されたい。

若者の交流を目的としたふれあい交流事業は一定の成果があり、期待できる事業である。今後もメディア、事業所及び関係団体等と連携し、市の人口減抑制に効果を上げられるよう努力されたい。

文化振興課所管のもの。烏山の山あげ行事のユネスコ無形文化遺産登録に向け、引き続き全庁体制のもと、効率的かつ効果的な事業を推進するとともに、当該行事の安定した開催に向け、関係団体等と調整、連絡等を図られたい。

以上をもって、文教福祉常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、認定第1号、認定第6号から認定第9号までの所管事項について、経済建設常任委員会委員長川俣純子議員の報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長川俣純子議員。

〔経済建設常任委員会委員長 川俣純子 登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（川俣純子） 平成27年9月1日の本会議において提案され、同月7日に本委員会に付託された農政課、商工観光課、環境課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の平成26年度那須烏山市の一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算について、9月8日及び9日の2日間にわたり、議員控室において、経済建設常任委員会の委員6名全員と、説明員として関係各課長ほか関係職員の出席のもと、慎重な審査を行いました。

その結果、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

各課横断的なもの。空き家バンクについて。新制度移行後はさらに実績も上がっているとのことであり評価をします。空き家は活性化の起爆剤となる可能性を秘めているものの、活用されなければ、安心安全の面で不安材料となってしまうなど、間口の広い行政課題である。空き家の有効利用に向け全庁挙げて取り組まれない。

なお、その際は活用の妨げになるごみや不用物にかかり、清掃業務等のあつせんを検討されたい。

2点目、特産品開発、6次産業化については多くの費用や労力をつぎ込んでいるが、なかなか目に見える成果があらわれてこない。販路の開拓が最重要課題であるが、同時に安定供給できる体制の構築が不可欠である。市、農協、農業者はもちろん、商工業者、商工会、観光協会も含め、オール那須烏山体制で生き残りをかけて、本腰を入れて取り組まれない。

農政課。農業を取り巻く環境が大きく変化をする中で、農業従事者の高齢化、後継者不足、農地整備に伴う水利費等の負担増など、市の農業には多くの課題が山積みしている。しかし、大桶での営農集団の法人化など明るい材料は、難局を乗り切るヒントになり得ると考える。これらを足がかりとし、関係機関と連携し、市の基幹産業たる農業を守り、育てるための指針となる生きた地域農業ビジョンを策定されたい。

ここ数年、市内河川のアユが不漁であるが、アユは本市の大切な観光資源の1つであり、交流人口獲得のための有効なツールとなるものである。市としても積極的に関与し、早急に対策を施されたい。

商工観光課。新たに整備された大金駅前観光交流施設への案内看板等の整備が不十分である。十分な周知、PRを行い、駅前活性化の核として活用されたい。

なお、ユネスコ無形文化遺産登録に向け、烏山駅前整備が予定されているところであるが、拙速に進めることなく、地域の関係者の声を聞き、真に必要な整備が行えるよう、十分時間をかけて進められたい。駅前活性化の鍵は、地域の関係者にある。各種イベント時など、駅前の

多くの人出が予想される際は、地元商店等に協力を求め、その都度仕掛けを施し、活気ある駅前空間を演出されるよう努力されたい。

環境課。ごみ収集に際しては、市民の理解と協力を得た上で徹底した分別を行い、資源になり得るものをリサイクルすることで減量化を図り、地球環境の保全や環境衛生費の圧縮につなげられたい。

都市建設課。市営住宅使用料については、滞納繰越分を含め全額が納付されたことは大変すばらしいことである。引き続きこの状態が維持できるよう努力されたい。

また、厳しい財政状況の中、必要な建設事業を少ない自主財源の持ち出しで展開できるよう、有利な補助メニューを上手に活用されたい。

上下水道課。有収率が再び低下に転じたことは大変残念である。施設の老朽化など抜本的な問題もあり、簡単に引き上げられるものではないことは理解しているが、県平均と比較しても相当低い値である。現状から脱せられるよう努力されたい。

烏山地区の下水道の接続率が依然として極めて低位であるが、臨戸訪問や各種啓発活動など、地道な取り組みをされていることは評価する。劇的な改善を見込むことは難しい状況ではあるが、引き続き接続率向上に向け、粘り強く取り組まれたい。

以上をもって、経済建設常任委員会の決算審査の結果報告といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより認定第1号から認定第9号までについて討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

〔18番 平塚英教 登壇〕

○18番（平塚英教） ただいま上程されております平成26年度決算、認定第1号から認定第9号までの9議案のうち、認定第1号 平成26年度那須烏山市一般会計のうち、自分が参加しております常任委員会の所管以外のものについて、認定第2号 国民健康保険特別会計のうち事業勘定、認定第4号 後期高齢者医療保険特別会計、認定第5号 介護保険特別会計

の4議案につきましては、公正で民主的な市民が主人公の市政を目指す立場から、行政のさらなる努力と改善を期待いたしまして反対討論を行います。

平成26年度の市の一般会計は、歳入で122億9,834万7,308円で、歳出は118億7,906万912円であります。まず、歳入の面では、この中で、収入未済額が6億9,181万5,970円もあります。前年対比では1億681万5,000円も増加しており、一層の努力をして収入未済額の解消を図っていただきたいと思います。これは調定額の5.31%にも達している値でございます。

深刻な不況のもとで税収が伸びない中、行政運営に当たっては単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で行財政執行に必要な補助金、負担金を、国、県に強く求めていただきたいと思います。

行財政改革は、歳入を増やし、歳出をカットして、市民サービス向上のために進めるのが真の行政改革であるということを肝に銘じて進めていただきたいと思います。

那須烏山市が誕生いたしまして10年を経過いたします。平成25年3月には、平成25年度から平成29年度までの5カ年間のまちづくりの指針となる那須烏山市総合計画後期計画を策定しております。この計画では、人口減少、防災、地方分権を視点とするチャレンジプロジェクト5を設定し、優先的に取り組むとしております。豊かな自然環境や伝統、歴史文化を守り、市の活力やにぎわいを創出し、住みよい環境づくりを進めていくというものであります。

最近出されました市の地方創生人口ビジョンでは、計画よりも大幅な人口減少が予想されております。計画につきましては、本市の実態、実情に見合った見直しが求められているところであります。平成26年度は、総合計画後期計画の2年目に当たりまして、市民各位の御理解と御協力のもとに執行されたものであります。

しかしながら、平成26年度が後期計画に基づき市民が安全安心に暮らせるまちづくりを進めるとして、その目玉として市民と知恵と協働によるまちづくりを進めるということで、JR烏山線の沿線整備観光振興対策や中央公園整備など11プラス2の事業を出し、各委員会や検討委員会を立ち上げて、各種まちづくりプランの策定と事業の推進を図るとしてあります。しかしながら、この11プラス2の各種委員会がどのように設置され、各種まちづくりプランがどのように進められているのか。その中身が詳細に示されていないのが実情でございます。市民に情報を公開し、行政責任、行政のリーダーシップを発揮して、那須烏山市の将来を見据えた方針を立て、文字どおり市民と知恵と協働のまちづくりを進めるよう、改めて求めるものであります。

このような行政のもとで、歳出面では、平成26年度厳しい財政のもと、平成27年4月統合に向けて荒川中学校の改修等も実施され、市道の整備なども進められたところであります。

さらに平成26年度から、健康診断、集団検診の自己負担を県下でも最も低い利用料に引き下げたことは評価いたしますが、残念ながら、それに伴っての各種受診率の大幅引き上げがなされておりません。自分の健康は自分で守る。この運動の一環として、健康診断の普及のPRですね、そして、徹底、大幅な受診率の向上を図っていただきたいと思います。

依然として、行財政運営は厳しさが予想され、財政運営はむだをなくし、効率的な財政執行を図るようにはまちづくりにつきましても、住民が主人公、市民の願い、要求にこたえるまちづくりを進めていただきたいと思います。

しかし、その一方で、平成26年度中に発覚をした文化庁の補助事業、伝統文化財保存継承のための鳥山伝統文化実行委員会に、平成23年、平成24年、平成25年度の3年間に6,000万円の補助を受けておりますが、文化みらい塾やeーとちぎといった団体がかかわっております。特に、eーとちぎがかかわった4,200万円の事業は、いまだに正確な事業内容や経費の使途が不明朗であります。市民にきちんと説明できる行財政執行を求めるものであります。

安倍内閣のもとで、国の構造改革路線が引き続き進められ、社会保障の切り捨て、労働法制の改悪等による賃下げ政策など、ますます都市と地方の格差が広がっております。さらに消費税増税、そして大企業へのばらまき政治は、社会保障のため、財政再建のためというような彼らの増税合理化論すら破壊する結果となっております。

このような中でありますが、要望といたしましては、本市の商工業をめぐる情勢は深刻であり、市内の商工業を守る対策、若者等を中心として労働の雇用を守る対策には万全を期していただきたいと思います。中心市街地活性化対策につきましても、地元商店街を中心に対策を強化していただきたいと思います。

農業の分野でも、TPPの参加など農業存亡の危機にあり、小規模農業を切り捨てるような国の農政を改めるように求めていただきたいと思います。TPP参加はとりやめるように要望をお願いいたします。本市独自の農政と営農集団育成を図り、中山間地の農業を守り、所得保障と価格保障、生産者の経営が成り立つ後継者の育つ農業行政を要望いたします。

各種団体への補助金、交付金の中でも、活動の実態の見えないものがあります。改善を求めます。

税収不足の折、不況で苦しむ大変な思いをされている市民生活を考え、市当局も議会も襟を正し、市民の負託に応えるよう求めるものであります。

行財政運営執行に当たりましては、市民こそ主人公の立場で、お役所仕事、マンネリを打破し、無駄のない市民に信頼される行財政執行を求め、一般会計の反対討論のまとめといたします。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、憲法と社会保障の一環として、市民の命と健康を守る立場から、国民健康保険事業を充実させる立場で反対討論を行います。

医療給付に対する国庫負担の大幅な切り下げ等を初めとする国のたび重なる医療改悪のもとで、不況やリストラ、所得が減っている市民納税者の国民健康保険税の課税が耐え切れず、徴収が大変になっているのが実情であります。

このような中で、平成26年度の国民健康保険税の収入未済額は2億1,220万3,542円であり、実に調定額の20.32%にも達しております。これらの抜本的な解決を求めるものであります。

平成26年度の滞納世帯者数は平成27年5月末の出納閉鎖、平成26年度会計決算末の数字では655人に達しております。資格証明の発行は平成26年9月末で67世帯、短期保険証の発行は204世帯にも達しております。さらに、平成20年度からは後期高齢者医療保険制度の導入がされまして、75歳以上の高齢者の医療現場での締め出し、差別医療が問題となっております。65歳以上の高齢者から保険料を年金から天引きするようになりました。

さらに、昨年4月からは70歳から75歳までの自己負担が現役並み所得者3割負担、それ以外は2割負担に引き上がったところであり、このように高齢者に負担ばかりを押しつける社会保障の切り捨て政治に反対をするものであります。

憲法に基づく社会保障、皆保険として低所得者を中心とした国民健康保険事業でありますから、資格証の発行による保険証の取り上げはやめるべきであります。本来の国民健康保険事業に立て直す立場から、第1に国民健康保険事業につきましては国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率を元に戻すよう強く働きかけていただきたいと思っております。

第2に、国民健康保険事業が命にかかわる最も重要な福祉事業でありますから、一般会計からの繰り入れを行って負担軽減を図っていただきたいと思っております。

第3に、疾病の予防充実強化を図り、早期発見、早期治療に積極的に取り組むように求めるものであります。

第4に、国の医療保険制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、真の国民健康保険事業に取り組む立場から、憲法と社会保障制度に基づく市民本位への国民健康保険事業に取り組むように求めるものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢者の命と健康が安心して保障される保健事業を目指す立場から反対討論を行います。たび重なる医療制度の改悪によって、老人医療費など重大な負担増と、病院での高齢者の締め出し、重病化するなど深刻な社会問題となっております。

お年寄りいじめの悪政は、高齢者の命、生存権を踏みにじるものであり、本決算につしまし

ても高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、世界に類のない差別医療である後期高齢者医療制度をなくし、高齢者を含めた国民の命と健康を大切にする医療制度に改めるべきであります。

第2に、予防医療の充実強化、特に訪問診療充実に努めていただきたいと思います。

第3に、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる福祉のまちづくりを進めていただきたいと思います。

第4に、国の老人いじめの悪政や制度改悪に反対し、必要な財政措置を強く求めるようお願いをいたします。

収入未済額が14万3,600円あり、解決を求めます。

最後に、介護保険特別会計決算について、高齢者に十分対応した介護保険制度、実態に即した介護保険制度に改革を目指す立場から反対討論を行います。

発足当時から介護保険の問題として、介護認定を受けた利用者が介護サービスの1割負担が重いために、必要な介護サービスを辞退している事態があります。また、介護保険料の引き上げ、高齢者、低所得者にとって依然として負担の重い制度となっております。

昨年6月18日に、税と社会保障の一体改悪の一環として、地域医療介護相互確保推進法が成立し、要支援は介護保険給付から外され、市の包括支援事業に移されました。また、施設入所対象者は要介護3以上に制限、一定の所得以上の利用料を2割負担に引き上げる介護保険制度の改悪が強行されたのであります。

この一定所得以上の高齢者は、本年8月1日から介護サービス利用時の自己負担が1割から2割に引き上げられております。本市では、先ほど67名ということであり、この8月1日からの移行に当たって、なぜ私が2割負担なんだとか、あるいはなぜ預金通帳を見せなければならないのかと、こういう問題が窓口のほうでも苦情が来ているようでございます。

本市の高齢化が進む中で、高齢者が安心して暮らせる医療、介護、福祉、住まい、生活支援サービスを総合的に進める本市の地域包括的システムの確立を早急に図り、必要な医療、介護、高齢者福祉が推進できるように全力を挙げて取り組むように求めるものであります。

介護保険制度がたび重なる改悪をされている中で、本市におきましても、介護保険事業を強める立場から、介護保険、介護サービス基盤の整備を図り、施設入所者待機待ちをなくし、介護認定を受けた方が必要な介護サービスを安心して受けられるように、保険あって介護なしと言われぬように、改めて介護保険制度の充実強化を求めるものであります。収入未済額が648万9,192円あり、解決を求めます。

以上、述べてまいりましたが、今後の行財政運営に当たりましては、引き続き地方の景気低迷の中、税収不足の折、市民が主人公の立場に立って無理無駄をなくし、健全財政への努力をさらに図り、国の悪政から地方自治体と住民を守る立場で推進していただきますよう求めるものであります。さらに、市民が安心安全な災害に強いまちづくりを進められるよう期待いたします。

市長を初め市職員の行財政改革、意識改革を求め、より一層の努力を期待いたしまして反対討論のまとめといたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

17番小森幸雄議員。

〔17番 小森幸雄 登壇〕

○17番（小森幸雄） まず、討論に入る前ではありますが、去る9月9日、10日にわたりまして、台風17、18号による本県を含む広域水害に見舞われた地域の皆さんに、心からお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。この上は、一日も早い復旧をされますようにお祈りを申し上げます。

それでは、討論に入ります。私は、認定第1号 平成26年度一般会計決算の認定から、認定第9号 平成26年度水道事業会計決算の認定までの9議案全てを認定すべきとの立場から、賛成討論を行うものでございます。

平成26年度の一般会計歳入総額は122億9,834万円余で、歳出総額は118億7,906万円余と、いずれも前年度比マイナスでありました。実質収支額は3億9,097万円余で、決算処分として基金に2億円を積み立てを行ったところであります。

一方、特別会計、水道事業会計の8会計合計では、歳入総額81億8,969万円余、歳出総額80億3,163万円余と、前年度より5%余り増加しております。これは社会保障にかかわる扶助費が年々増加傾向にあるほか、下水道事業において、舟戸マンホールポンプ場の建設工事等が本格化したことが主な要因でございます。

この結果、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.4%と、わずかながら悪化をしておりますが、健全化判断比率はいずれも基準を大きく下回っており、良好な状態とも言えるものでございます。これらの決算につきましては、本会議において全ての議員による総括質疑の後、所管の常任委員会に付託をされ、各担当課から詳細な聞き取りの上、慎重に審査をしたところであります。その結果は、ただいま各常任委員長から報告がありましており、全ての会計において認定をすべきものとしております。

このような決算状況ではありますが、懸念材料もございます。全国的に景気は回復基調にあると言われる中、地方経済においてはまだまだ景気回復が実感できない状況であり、本市でも自

主財源の柱であります市税収入が引き続き伸び悩んでいることでもあります。また、少子高齢化に伴う扶助費の増加など、将来への不安材料があるほか、特に、合併に伴う財政的恩恵がなくなり、さらには地方債償還のピークが今後控えていることなど、本市の財政経営はますます厳しさを増すことが予想されるところでございます。

このため、教育、福祉、医療、経済、産業、安心安全など、各分野において行政需要はますます増加するところではありますが、費用対効果を十分勘案の上、事務事業の選択と集中をして、そして将来世代に負担を残さない持続可能な市民目線による行財政運営を期待をするものでございます。

結びに、この決算審査に当たられました監査委員に感謝を申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。認定第1号 平成26年度那須烏山市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成26年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、認定第5号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成26年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 平成26年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第4 付託第1号 請願書等審査結果の報告について

○議長（佐藤昇市） 日程第4 付託第1号 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会委員長久保居光一郎議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長久保居光一郎議員。

〔総務企画常任委員会委員長 久保居光一郎 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（久保居光一郎） 総務企画常任委員会の請願書等の審査結果について御報告申し上げます。

去る9月1日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情書第8号 安全保障法制法案に関する意見書採決を求める陳情書についての審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

9月8日、第1委員会室において、委員6名全員出席のもと慎重に審査を行いました。審査に当たっては、まず、陳情者から陳情の趣旨説明を受け、その後、陳情書について各委員からの意見を求めました。陳情書の、広く国民的論議を尽くすことを求めるとの意見については共感できるものの、廃案や撤回についてまで本委員会が議論に入っていないか疑問があるとの意見もあったことから、一部継続審査の意向があったものの、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤昇市） 次に、文教福祉常任委員会委員長沼田邦彦議員の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長沼田邦彦議員。

〔文教福祉常任委員会委員長 沼田邦彦 登壇〕

○文教福祉常任委員会委員長（沼田邦彦） 御報告申し上げます。

去る6月2日の本会議において、文教福祉常任委員会に付託されました陳情書第2号 国の責任による35人以下学級の前進を求める陳情及び陳情書第4号 特別支援学校の設置基準策定を国に求める陳情について、その審査の経過と結果について報告いたします。

9月9日第2委員会室において、委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。まず、陳情書第2号 国の責任による35人以下学級の前進を求める陳情ですが、小学校低学年においては、細やかな教師の指導の必要性が高いが、それ以降の学年では集団生活の中での学びが成長にも重要であり、現状の制度が適しているとの意見もあり、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情書第4号 特別支援学校の設置基準策定を国に求める陳情についてですが、現状を視察したところ、心情に納得できる現状は見受けられたものの、学校側が内部で工夫し、自由に対応しており、設置基準の策定までには至らないとの意見が多く、全会一致により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤昇市） 次に、経済建設常任委員会委員長川俣純子議員の報告を求めます。
経済建設常任委員会委員長川俣純子議員。

〔経済建設常任委員会委員長 川俣純子 登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（川俣純子） 請願書等審査結果を報告いたします。

去る9月1日の本会議において、当経済建設常任委員会に付託された陳情書第7号 市道月次南大和久線歩道整備（南大和久地区内）についての審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

9月9日委員全員出席のもと、南大和久地内の現地に赴き、陳情書提出者及び市所管課の説明を受けながら調査をいたしました。これを踏まえ、その後、議員控室において慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨は納得できるものであり、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わりといたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、常任委員会委員長の報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、常任委員会委員長報告の審査結果について討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

〔18番 平塚英教 登壇〕

○18番（平塚英教） ただいま上程中の陳情書第8号並びに陳情書第2号、陳情書第4号について、反対討論を申し上げます。

まず、陳情書第8号でございますが、安全保障法制案に関する意見書採決を求める意見書で

ございます。この件に関しましては、これに類するものが昨年8月以降、集団的自衛権の行使容認する閣議決定の撤回について、また、集団的自衛権の行使等を容認した閣議決定の撤回の意見書を求める陳情について、3つ目は集団的自衛権の行使容認に反対する国への意見書提出を求める陳情ということで、3つ出されておりましたが、継続を進めながら最終的に本年3月議会で不採択になっているものでございます。

そのときの委員長報告では、閣議決定をただけでは中身が明確でないということで、不採択の理由でありました。今回の安全法制案に関する意見書採択を求めるということでございますが、既に安倍政権は5月14日、平和安全法制なる全体で11本にも及ぶ法案、自衛隊法、PKO協力法、周辺事態法、事態対処法など10本の改定を束ねた平和安全法制整備法案、また、新法の国際平和支援法案を閣議決定し、国会に提出し、今、審議中でございます。

その内容は、日本の国の平和とも国民の安全とも全く無縁なものであります。米国が世界で行う戦争に際して、いつでも、どこでも、どんな戦争でも自衛隊が参戦、支援するための戦争法案そのものであります。

安倍内閣は戦争法案の閣議決定に当たって、本年4月27日、アメリカと新ガイドライン、日米軍事協力の指針を交わし、戦争法案の内容を実行することをアメリカに全面的に誓約をしております。そして、米議会での演説で、戦争法案をこの夏までに成立させるとして、期限を区切って力づくで強行することを誓約いたしました。海外で戦争をする国への大転換を国会での一切の議論もしないまま、まずアメリカに誓約するというのは、日本の独立と主権をないがしろにする異常なアメリカ従属の姿勢を示すほかにありません。

6月4日の衆議院憲法審査会に招かれた3人の憲法学者全員が、この戦争法案について憲法9条違反としてレッドカードを突きつけております。自民党に推薦された長谷部教授は、集団的自衛権の行使が許されるという点については憲法違反と考える。従来の政府見解の基本的な論理の枠では説明がつかないし、法的な安定性を大きく揺るがす。他国への攻撃に対して自衛隊が武力を行使することは自衛ではなく他衛であり、憲法は認めていないと述べております。

政府が平和安全法制の名のもとで持ち出した法案は、武力の行使を禁止し、武力、権力の保持を禁止した憲法9条を幾重にも踏みにじる違憲立法であり、日本を海外で戦争をする国につくりかえる戦争法案であることが国会での論戦で浮き彫りになっております。

また、歴代自民党政府の法制局長官の方々も、反対、憲法違反ということを明確にされております。6月初旬には、全国の憲法研究者208人が同法案の速やかな廃案を求める声明を発表いたしました。その声明には、これまで政府が憲法9条のもとで違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能にし、米国などの軍隊によるさまざまな場合での武力行使に自衛隊が地理的限定なく緊密に協力するなど、憲法9条が定めた戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認の体制を根

底から覆すものであると批判しております。

また、連日のように、国会に、この法案の廃案を求める市民運動が連日連夜押しかけておりますが、共同通信の世論調査では、安倍政権が戦争法案について十分に説明しているとは思わない。こういう方々が81.4%に上り、法案成立後、自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが高くなる。これは68%。テレビ朝日の世論調査では、今の国会にこだわらず時間をかけて審議すべきだ。廃案すべきだ。これを合わせて82%という回答が出ております。安倍首相の日本がアメリカの戦争に巻き込まれることは絶対にありませんという説明を納得しない。こういう方々は71%に上っております。

このように、各種世論調査でもこの戦争法案の危険性、そして、憲法違反だということを圧倒的多数の国民が認めております。日本の戦後政治、今までの日本の安全保障のあり方を根本から変えるこのような暴挙は認めるわけにはまいりません。

全国では、300を超える地方自治体がこの戦争法の廃案、また、今国会での採決を見送る。あるいは国民の納得のいく慎重審議を求めると。こういう審議を挙げているのが実情であります。栃木県内におきましても、下野市、そして栃木市において、議員発議ではありますが、国を二分するこのような安全保障の根幹を変える大きな法案については、国民的な慎重審議を尽くすべきだと、こういうことで意見書を上げているのが実情であります。

本市におきましても、この陳情書の1点目はいろいろな意見があるが、2点目の広く国民的議論を尽くすことには同意できると、こういうことであれば、この1点だけでも議会において意見書を採択し、そして、今問題になっている国会論議にも国民の納得のいく慎重審議を図れと、こういうことで意見書を求めるべきでなかったか。このように考えるものであります。

そういう点で、国のあり方、安全保障の根幹を変える、そして憲法違反であるこの戦争法を認めては、日本の戦後の国づくりそのものの根幹が破壊されてしまうと。しかも憲法というのは、ときの政権を縛るものであって、勝手に解釈をしてこれをどんどん変えていくと。こういうことは認められない立憲主義だということを強く求めて、この総務企画常任委員会での審査結果の不採択には反対ということを申し上げたいと思います。

国際紛争解決のためには、このような武力による対決ではなくて、外交努力と平和的な手段でもって解決を求める。これが日本の立場であるということを強く訴えるものであります。

次に、陳情第2号 国の責任による35人学級の前進を求める陳情についてでございますが、これは先ほど委員長のほうで、市内のほうではさまざまな努力がされているということは私も重々わかっているんですが、例えば日本にある在日米軍の学校では、既に20人学級、こういうことが日本政府のお金でやられている。それなのに、日本では35人学級にすること自体が問題にされる。こういう事態にあると。しかし、国民のさまざまな要求にこたえて少人数学級

を進めていかざるを得ないと。こういう方向に来ているわけではありますが、これを国の責任でその制度を前に進めると。こういうことを求めるのは私は当然ではないかと、このように考えるものであります。

したがって、国の責任で35人学級の前進を求める陳情書を不採択にしたことは、この陳情内容からして当たらないと。こういうことで反対をさせていただきます。

次に、特別支援学校の設置基準の策定を国に求める陳情でございますが、これにつきましても、設置基準がないというのが大きな課題であろう。全国的にこういう児童生徒がだんだん増加しているというのが実情でございます。しかし、一人ひとりのお子さんに健やかな成長や教育を保障すると、これが憲法25条の考え方ではないかと私は考えるものでございます。

そういう点で、国に対してこの特別支援学級の設置基準の策定を求めるのは当然だと。こういう立場で、なぜこれを不採択にしなければならないのか、その理由がわからないと。こういうことでこの件についても反対とさせていただきたいと思っております。

以上で、この3陳情についての反対討論とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

3番滝口貴史議員。

〔3番 滝口貴史 登壇〕

○3番（滝口貴史） 陳情書第8号と陳情書第7号について、賛成の討論をさせていただきます。

まず、陳情書第8号 安全保障法制法案に関する意見書を求める陳情書に対して、総務企画常任委員会が不採択としたことに賛成の立場から討論をいたします。

安倍内閣は、今国会に安全保障法制法案を提出し、7月16日には衆議院を通過いたしました。今、参議院で慎重審議されている途中でございます。この法案のポイントは、国民の命と平和な暮らしを守る大切な法律であるということでありまして。二度と戦争を起こさないこと。そして、日本国民の命と平和な暮らしを守ること。これらは最も重要な政治の責任であります。

最近の日本を取り巻く情勢は、残念ながら決して安全だとは言えません。私たち日本の安全を守っていくためには、まず、アメリカと同盟を強化しながら、周辺国だけでなく、世界じゅうの友好国と信頼関係を深める外交努力が何よりも必要であります。その上で、万が一の事態、例えば周辺国からミサイルの攻撃や離島の不法占拠、国際的なテロやサイバー攻撃、そして、海外で危機に巻き込まれた日本人の救出など、あらゆる事態に対応できるような、すきのない構えで国民を守っていかなければなりません。

いつ起こるかわからないような自然災害とは異なり、戦争は未然に防ぐことができます。日本を取り巻く安全保障上の環境が大きく変化する中で、いろいろな法律を点検し、抑止力を高

めて、戦争を未然に防ぐことが今回の安全法制の目的であります。

もう一つは、より積極的に国際貢献を行うようにできることとすることです。どんな国もいまや一国では安全を守ることはできないと考えます。同盟国や友好国など国際社会との協力が必要不可欠であります。日本国自体が国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する信頼させられるメンバーでなければなりません。

日本は、他国と同じような武力の行使はできません。しかし、自分たちを守るとき、極めて限定的な武力の行使が許されています。武力の行使が拡大していかないようにしっかりとした歯どめ、新3要件や国会承認があります。外国の軍隊の後方支援は国会の承認、武力を行使する場合には新3要件を満たすことに加え、国会の承認をも必要となります。

私は2人の中学生の息子がいます。今、若者や子供を持つ親が心配している徴兵制も決してあり得ません。徴兵制で人を集めても今の軍事技術の高度化により、プロフェッショナルしか扱えない装備がほとんどで、徴兵制を導入する意味は少なくなっております。現在、自衛隊の志願者はとても多く高い競争率であります。入りたくない人を無理やり入れる理由は全くないと思います。それに自衛官に限らず、命の危険にさらされている職業は警察官、海上保安官、消防士など、ほかにもたくさんあります。自衛官はそういうことも織り込み済みで志願していると考えます。

いずれにいたしても、地方議会が公益に関する意見書を国会に提出することができる、地方自治法で定められております。地方の民意を国政に反映できる手段として活用されますが、あくまでもこの安全保障法制法案は、我が国の平和と安全を守るための法案であり、防衛や外交といった国の専管事項として、国会が今、まさに慎重に審議しているところであり、そして、この機会に国際紛争の解決に向け、今後この国がどうあるべきか。市民一人ひとりが真剣に向き合わなければならないきっかけとなったことも事実です。

以上のことから、安全保障関連法案につきましては、繰り返しになりますが、今国会の審議を見守りつつ対応すべきという観点から、私はこの陳情を不採択としたことに賛成するものであります。

陳情第7号についてでございます。これは市道月次南大和久線歩道整備（南大和久地内）についてであります。下江川中学校、荒川中学校が本年4月に統合し、南那須中学校として開校いたしました。統合に伴いスクールバス事業等通学に関して手厚い御支援をいただいたことは感謝に絶えません。

しかしながら、スクールバスに乗らず通学している生徒も多いことも忘れてはなりません。この陳情は、南大和久自治会、藤田自治会、三箇、上中下自治会より出されたものであります。この地域は自転車で南那須中学校に通学している子供がたくさんおります。その場所を見ます

と、途中までは歩道が整備されていますが、当該区間250メートルほどでしょうか、整備がされてございません。車の通行も朝夕は激しいところであります。

また、この整備区間には新しい団地もできており、小学生がスクールバス停まで歩いていく場所ともなっています。このような場所は市内至るところにあるとは思いますが、安心安全の観点から、早期整備実現をお願いいたします。また、下江川地区で昔あった交通事故のことも踏まえ、その住民感情も踏まえて、早期の整備をお願いいたしまして賛成討論といたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第8号 安全保障法制法案に関する意見書採択を求める陳情書について、報告のとおり不採択とすることに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、陳情書第8号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり不採択に決定いたしました。

次に、文教福祉常任委員会委員長から審査報告のあった陳情書第2号 国の責任による35人以下学級の前進を求める陳情について、報告のとおり不採択とすることに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、陳情書第2号については、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択に決定いたしました。

次に、陳情書第4号 特別支援学校の設置基準の策定を国に求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、陳情書第4号については、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり、不採択に決定いたしました。

次に、経済建設常任委員会委員長から、審査報告のあった陳情書第7号 市道月次南大和久線歩道整備について、報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第7号については、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり採択に決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで、市長の挨拶を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 挨拶〕

○市長（大谷範雄） 第5回市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今次定例会は、9月1日を初日に、本日まで15日間にわたり慎重審議をいただきまして、上程をいたしましたいずれの議案も、原案どおり可決、御決定をいただきまして、まことにありがたく、感謝とお礼を申し上げます。審議の中で賜りました御意見、御提言は、今後の市政の運営に当たり十分心して努めたいと存じますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いをいたします。

さて、9月9日に上陸し、日本列島を縦断いたしました台風18号は、秋雨前線と一体化をし、各地に大雨の被害をもたらしました。宇都宮地方気象台では、50年に一度の大雨とし、本県で初めてなります大雨特別警報が出されました。県内各地で記録的な雨量を観測、冠水や土砂崩れなどの被害が相次ぎまして、9万3,000人に避難指示、勧告が出されましたが、鹿沼市では3棟が被害に遭う土砂崩れが発生し、女性1名が犠牲となり、日光市でも排水用土管に吸い込まれた男性が命を落とされました。

このほか、茨城県、宮城県を初め東日本の各県でも被害は甚大で、茨城県常総市では、鬼怒川の堤防が決壊し、大規模な水害に見舞われ、多数の死亡者、行方不明者がいる状況であり、現在も懸命な救助活動が続けられております。

本市におきましても、大雨特別警報発令後、市災害対策本部を設置し、警戒態勢をとってきたところではございますが、幸いにも大きな被害がなかったことを御報告申し上げます。

亡くなられた方、被害に遭われました皆様方には改めて心からお悔やみを申し上げ、お見舞いを申し上げますとともに、改めて安全安心なまちづくりの必要性と、市民の安全確保を第一とした防災、減災対策の重要性を強く感じているところであります。

さて、国内の経済状況に目を向けてみますと、先月下旬に東京商工リサーチ宇都宮支店がまとめました2014年県内企業増収率ランキングの発表がありました。その中で、増収増益だった企業は593社で、前年比6.2ポイント増の39.8%を占めたとのことでございます。

消費税増税前の駆け込み需要を初め、アベノミクス効果や円安、景気回復が要因で増収増益となった会社が増えたようであります。ただし、2015年は、消費税増税の影響で、増収増

益企業は減少する可能性が高い。このように分析をしているようであります。

内閣府が発表した4月から6月期の国内総生産、GDP速報値は、前期比0.4%減、年率1.6%減になり、三四半期ぶりのマイナス成長になっております。天候不順、円安による食品の値上げなどで、個人消費がふるわず、輸出も低迷をしたことが主な要因と考えられます。企業の増収増益と裏腹に給与は十分に伸びておらず、依然として景気回復、地域活性の実感が持てない状況にあります。

このような中で、2022年に栃木県で開催されます国民体育大会におきまして、那須烏山市がアーチェリー種目の競技会場として決定をしたことは、うれしいニュースであります。このような全国レベルのイベントを本市で開催をできますことは、観光振興、地域経済の活性化につながる、以前から推進をしていたしております観光、交流人口の増加を見込めるとともに、その経済効果は計り知れないものがあると考えております。おもてなしの心を大切に、このチャンスが地域活性化につながるよう、オール那須烏山体制で取り組んでいきたいと考えております。

また、震災以降、使用休止を余儀なくされておりました南那須武道館につきましても、設計業者が決定し、建設に向けて本格的に動き出したところであります。建設場所も現南那須庁舎東側に決定し、商店街、JR大金駅に隣接をしておりますことから、地域の活性化、JR烏山線沿線の利用向上につなげていきたいと考えております。

9月に入りまして、暑さも大分和らいでまいりました。朝晩との気温差が大きく、体調を崩しやすい時期でもございます。どうぞ議員各位におかれましては、各地域の敬老会、運動会、文化祭など、多くの行祭事等に御臨席を賜ります機会も大変多いと存じます。健康に十分に留意をされまして、御活躍されますことをお祈り申し上げますとともに、今期定例会、無事閉会となりますことを重ねて感謝を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 以上で、9月1日から本日まで15日間にわたりました本定例会の日程は全部終了いたしました。各位の御協力、大変ありがとうございました。

これで平成27年第5回那須烏山市議会9月定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

[午前11時46分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成27年12月1日

議 長 佐 藤 昇 市

署 名 議 員 相 馬 正 典

署 名 議 員 小 堀 道 和